

多摩支部の活動

— 裁判所本庁化への期待も —

東京地家裁八王子支部は、平成21年4月に立川へ移転し、同立川支部が誕生した。ここを訪れると、その広々とした明るい建物にまず驚く。その内部は、利用者のため利用しやすく、開かれた裁判所にしようというコンセプトが、明快に実感できる造りになっている。

裁判所の移転に伴って、弁護士会多摩支部も立川に移転した。なお、八王子の旧会館もまだ八王子法律相談センターとして利用されている。

裁判所の立川支部への移転に伴って、弁護士会多摩支部からは、立川支部の本庁化へ熱い期待が寄せられている。この背後には、多摩地区の事件数の増大、拡大する業務に伴い、裁判所支部も弁護士会支部も活動が充実拡大してきている実態がある。裁判所支部では来年度から労働審判が行われ、本年11月から修習生の受け入れが始まる（なお、同時

に検察庁も受け入れが開始される。）。裁判員裁判の取り組みも始まった。しかしながら、立法の問題、国の予算の問題、弁護士会内部の合意形成の可能性等問題がまだまだ山積しており、前途は決して容易ではない。

ともあれ、増大する多摩地区住民の司法需要を放置することはできないし、増加してゆく弁護士を吸収する余地が多摩地区にまだあることも無視できない。

今後の展開が注目される。 （味岡 康子）

CONTENTS

総論 : 多摩地域の概況

各論-1 : 多摩支部の活動状況

各論-2 : 多摩支部の抱える課題

インタビュー : 東京地裁立川支部裁判官に聞く

総論

多摩地域の概況

会員 福澤 武文 (51期)



1 多摩地域の特徴

多摩地域は東京都の西に位置し、その面積は約1160平方キロメートル、東京都全体の面積の約60%にあたる。多摩地域には26市、3町、1村があり、多摩地域の総人口は405万に及ぶ。管轄人口からすると横浜地裁の488万に追随する。

多摩地域は、産業経済活動も活発であり、事業所

数は全国12位（平成18年）、製造品出荷額は全国15位（平成19年）、小売業の年間販売額は全国11位（平成14年）と、全国都道府県と比べても上位に位置する。また、多摩地域には一橋大学、中央大学を始め59の大学があり全国でも有数の大学都市である。

以上のように、産業の集積が高く研究施設や大学も多いため、東京都は、多摩地域にIT、エレクト

ロニクス、バイオなどの高付加価値産業を集め一大産業拠点を形成することを目指しており、多摩シリコンバレー構想などと呼ばれている。

2 多摩地域の司法の現状

(1) 司法関係施設

多摩地域には地裁及び家裁の支部がある。これまで地家裁支部は八王子にあったが、本年4月20日に立川に移転した。裁判所立川支部は、地上8階、地下1階、建物床面積27,135m²の建物であり、床面積29,064m²の横浜地裁に匹敵する規模である。ここに地家裁立川支部及び立川簡裁、検察審査会が入っている。立川支部庁舎は、多摩都市モノレール高松駅から徒歩5分に位置する。また、検察庁の支部と拘置支所もこれまで八王子にあったが、これらも裁判所支部とともに立川に移転した。現在八王子にあるのは八王子簡易裁判所、区検察庁、少年鑑別所であるが、少年鑑別所も昭島への移転が計画されている。

(2) 事件数

地家裁立川支部の事件数は全国本庁支部と比べても有数の規模を誇る。民事事件数は全国で8位、刑事事件数は全国7位、家事事件数は全国4位、少年事件数は全国8位（以上、平成18年司法統計）である。これに対して、立川支部の裁判官数は民事22名、刑事12名、家裁9名の合計43名であり、一人あたりの裁判官が受け持つ事件数は極めて多い。

また、検察庁立川支部の新受事件数は、3万5689件（平成19年）であり、検察庁支部の人員は、検事



21名、副検事13名、検察事務官96名の130名（平成16年）であり、全国的にみても1、2の多忙な検察庁であると言える。

3 弁護士会多摩支部の現状

(1) 支部設立の経緯

弁護士会多摩支部は平成10年4月に設立され、昨年10周年を迎えた。支部が設立される以前は、三多摩弁護士クラブという多摩地域に事務所・住所を有する弁護士の団体が多摩地域における国選弁護制度の運営等を行ってきた。しかし、多摩地域の市民に対するリーガルサービスを充実するためには、弁護士会支部を設立することが必要であるとの認識のもと、平成元年から三多摩弁護士クラブを中心として支部設立のための運動が行われた。その結果、平成10年4月に東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会に多摩支部が設立されたのである。



東京地方・家庭裁判所立川支部庁舎



第101号法廷

*写真提供：東京地方裁判所

東京地方・家庭裁判所立川支部
手続・窓口のご案内

場 所	窓口 番号	受 付
民 事	1階北	① 簡裁民事受付 (簡裁書記官室)
	5階南	② 地裁民事受付 (民事訟廷事務室)
家 事	7階南	③ 家事手続案内室
	7階南	④ 家裁家事受付 (家事訟廷事務室)
	7階南	⑤ 家裁後見受付 (家事調査官・書記官室)
強制執行 破産再生 財産保全 DV保護	4階南	⑥ 不動産競売受付 (民事第4部)
	5階南	⑦ 債権執行受付 (民事第4部)
	4階南	⑧ 破産・再生受付 (民事第4部)
	4階南	⑨ 保全・非訟受付 (民事第4部)
	4階南	⑩ 物件明細書等 閲覧室
	4階南	⑪ 執行官室
刑 事	2階北	⑫ 地裁刑事受付 (刑事訟廷事務室)
検察 審査会	6階南	⑬ 検察審査会事務局
会 計	6階南	⑭ 保管金受付 (地裁庶務第2課)

*裁判所ホームページより

(2) 支部活動の拠点

弁護士会多摩支部は、平成10年8月から本年3月まで、八王子の旧多摩弁護士会館を活動の拠点としてきた。しかし、本年4月に裁判所支部が移転するに伴い、多摩都市モノレール高松駅前のアーバス立川高松駅前ビル2階に支部会館を移転した。新会館の面積は約207坪である。3つの会議室が設置されたため委員会活動が円滑に行えるようになった。また、隣接して約50坪の東弁会議室が設置され研修や支部総会などの運営に利用されている。

また、多摩地域には、多摩弁護士会館とは別に、八王子及び立川に法律相談センターがある。これらを運営するのは、東京三会が組織する多摩地区法律相談センター運営委員会であるが、センター業務の企画立案は多摩支部法律相談委員会が担っている。なお、八王子の旧多摩支部会館は現在も東京三会が所有しており、八王子法律相談センターとして利用されている。

立川と八王子を合わせた法律相談センターの相談件数は、平成3年当時は約1000件、支部が設立された平成11年当時は約2400件、平成20年が5000件と順調に数字を伸ばしている。東京三会の共同運営であるため市町村との連携をとりやすく、立川・八王子の両法律相談センターともに、相談件数の30%程度が市町村からの紹介である。なお、多摩地域には法テラスの支部があり、立川及び八王子において扶助相談を行っている。法テラスの相談件数は八王子が約2500件、立川が約5000件である。

平成20年3月、東京弁護士会は、多摩支部の要請により、多摩地域の刑事弁護を担うことを主な目的として、都市型公設事務所「多摩パブリック法律事務所」を立川に設置した。多摩パブリック法律事

務所は弁護士10人規模となる予定であり、被疑者国選や裁判員裁判に対して大きな役割を果たすことが期待されている。また、本年4月、多摩地域の法的サービスを充実するため、第一東京弁護士会が町田市に都市型公設事務所「町田シビック法律事務所」を設置した。

(3) 支部会員

弁護士会多摩支部の会員数は支部設立以来増加の一途である。設立当初の支部会員数は458名であったのに対し、平成21年3月時点の支部会員数は、東弁448名、一弁298名、二弁203名の合計949名であり、10年間で倍以上に増加している。

もっとも、多摩支部会員には、多摩地域に事務所又は住所がなくても登録することが可能であるため、多摩地域に事務所のない会員も多く含まれている。多摩支部会員のうち、多摩地域に事務所を置く弁護士の数は304名に過ぎない（特に、一弁支部会員のうち多摩地域に事務所のある弁護士は30名程度に過ぎない）。一方で、多摩地域に事務所を構える弁護士の総数は414名なので、多摩地域に事務所がありながら、100名以上が多摩支部会員に登録していないということになる。

なお、横浜地裁本庁管轄区域の弁護士数は693名（平成19年）であり、埼玉弁護士会所属の弁護士数は479名である。これらと比較すると、多摩地域の弁護士数は必ずしも少なくないことが分かる。

また、平成20年2月時点では、八王子の弁護士数は82名であるのに対し立川の弁護士数が49名であった。しかし、現在では八王子の弁護士数が72名、立川の弁護士数が101名と、八王子と立川の弁護士数が逆転しており、裁判所移転による影響が如実に表れている。

各論-1

多摩支部の活動状況

東京弁護士会多摩支部 支部長 山本 英司 (34期)



1 多摩支部のご紹介

多摩地域は、26市3町1村を擁し、人口は東京都全体の3分の1を占める約405万人、高度成長期以来、ベッドタウンとして発展を遂げてきた地域である。裁判所立川支部が扱う事件数も多く、民事、家事、刑事すべてにおいて全国の本庁、支部と比較して10位前後となっている。

東京三弁護士会多摩支部は会員数949名(2009年3月31日現在)、三会の内訳は東弁448名、一弁298名、二弁203名となっている。

多摩支部会員は、事務所会員(多摩地域に事務所を有する会員)だけでなく住所会員(多摩地域に事務所はないが住所を有する会員)も含まれ、さらには東京三会の弁護士であれば事務所も住所もない会員も支部会員になれるという定めになっている。また、支部会員になることは強制されていないため、多摩地域に事務所がありながら支部に加入しない

弁護士も多数いる。このため、支部会員のうち、多摩地域に事務所を置く弁護士は304名にすぎない。支部を設置している弁護士会が多いが、支部会員資格をこのように定めている弁護士会には他にはないのではないか。

また、東京に三つの弁護士会がある関係で、支部も、三会それぞれの多摩支部として存在し、支部長も3名いる。東弁と二弁は会則上、支部が正式に位置づけられているのに対して、一弁は支部の存在が認められておらず、弁護士会のなかの一委員会という形で運営されるという変則的な形となっている。

2 多摩支部の歴史

多摩支部は平成10年に発足した。支部発足以前は、三多摩地域で活動する弁護士の任意団体である三多摩弁護士クラブが、地裁八王子支部の国選弁護事件



東京三弁護士会多摩支部

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1

アーバス立川高松駅前ビル2階

TEL.042-548-3800

FAX.042-548-3808

【交通機関】

JR中央線・青梅線・南武線「立川駅」北口から

○多摩都市モノレール利用

「立川北駅」乗車、「高松駅」下車、徒歩約1分

○徒歩

「立川駅」北口から約17分

や、八王子法律相談センターの受け皿として、あるいは弁護士同士の懇親の場として、活動していた。しかし、公的に位置づけられた「支部」という看板がないと対外的な発言もできないし、地元自治体に働きかけて市民へのリーガルサービスを広げるといふ活動にも制約があるということから、1989年に、クラブ内に機構改革検討委員会が立ち上がり、支部設立に向けての取り組みが正式に行われるようになった。三多摩弁護士クラブにおいては、東京三会の会員が一体となって活動してきたという歴史がある。そこで、当初は、三会が一体となった合同支部にしようという意見もあった。しかし結局、三会がそれぞれ支部を設立する（一弁だけは委員会）という形に落ち着いて、今日に至っている。八王子の会館が完成したのも、支部設立の年である。この会館は会員有志が株式会社を設立し、身銭を切って土地建物を先行取得し、その後東京三会がこれを購入するという経過をたどって、開設された。

3 多摩支部の日常活動 ——拡大する業務——

このように形式上は3つの支部が並存しているが、事実上は多摩支部として一体となって活動している。日常的な支部の運営は、支部長と副支部長（東弁3名、二弁2名、一弁1名）による正副支部長会議を月2回開催し、東弁と二弁の支部総会を定例で年1回、また臨時で開くこともある。また、現在、支部には13の委員会があり、この委員会が支部の日常業務を担っている。13の委員会は「法律相談」「総務」「研修」「広報」「刑事弁護」「子どもの権利」「財務」「高齢者・障害者の権利」「多摩地域司法計

画策定」「犯罪被害者支援」「両性の平等」「倒産法」「司法修習」であり、支部でありながら弁護士会が担うべき課題のかなりの部分を担っている。来年度は消費者の権利に関する委員会も立ち上げる予定となっており、支部独自で多摩地域における様々な司法上の課題に取り組む基盤が着々と作られつつある。委員会は、東・二弁から、それぞれ一人ずつ委員長を選任するという形をとっているが実際の運営はすべて東・二弁の合同で行われており、日常の活動において弁護士会の違いを意識することはない。もちろん、一弁の会員も委員会活動に参加していることはいうまでもない。

また、支部と法テラス多摩、東弁が設立した公設事務所「多摩パブリック法律事務所」との協議会も定期的に開催されている。

被疑者国選の拡大、裁判所立川支部での裁判員裁判に向けての取り組みも大きな課題であった。支部では国選21年問題プロジェクトチームを作って、これに対応し、支部会員への名簿登録の呼びかけを行った。裁判員裁判に関しては一応、想定される必要人数を確保したが、被疑者国選に関しては多摩支部会員で7割の待機枠を埋めるにとどまり、残りの3割は本会の協力を得た。事件数の動向によっては今後さらに登録弁護士の増加が必要となるかもしれない。

本年11月から、支部として初めて修習生を受け入れることになった。今までも本庁で修習する修習生の弁護修習のみを多摩地域の弁護士が担うことがあったが、11月からは立川の裁判所、検察庁も修習生の受け入れを行うことになり、支部として独自に修習生の受け入れ体制を整えつつある。現在、急ピッチで立川の三庁間あるいは本会の修習委員会との協議、カリキュラムの作成が行われている。今年度

は24名の修習生が配属されることになっており、受け入れ事務所を確保した。今後、さらに配属修習生が増える可能性があり、受け入れ事務所を増やすことが課題である。

また、来年度からは、これも支部として初めて、地裁立川支部で労働審判が行われることになった。これに対しては、労働法制に関するプロジェクトチームを立ち上げて、手続の運営に関する裁判所との協議、労使双方の立場から労働審判を担える弁護士の養成等の取り組みが開始されている。

このように、昨今の司法改革の流れを汲む弁護士の業務の拡大、弁護士を取り巻く環境の変化に伴って、支部の業務は激増しているというのが実感である。しかし、支部活動を担う会員は、支部の業務の増大に追いつかないのが実情である。どの弁護士会も同様な悩みを抱えているのであろうが、多重会務者の問題は多摩支部においても無縁ではない。このような中で、最近、司法修習を終了して、初めから多摩地域で登録する弁護士が増えており、多くの若手会員が熱心に会務を担うようになってきた。大変心強く思う反面、若手会員の就職先の確保、経済的な面での協力などが、今後、大きな課題となっていくであろう。

と書き連ねていると、課題が多くて大変なだけのように見られるかもしれないが、緑の多さ、空の広さは23区内ではなかなか味わえないよさである。通勤ラッシュと無縁なのも捨てがたい魅力である。三会の垣根を越えた弁護士同士の交流も密であり、都会の便利さとともに、どこか地方会のよさも兼ね備えている。

多摩支部の活動は、まだ生成途上にあり、一から作り上げることは喜びでもある。是非、多くの方が多摩支部の活動に参加されることを期待している。

4 市民に開かれた弁護士会を

また、本会にはない多摩支部の特徴として、多摩地域の自治体とのつながりの強さが挙げられる。三会に分かれずに一つの窓口で対応しているため、自治体の側から見ても地域の弁護士と連携しやすいというメリットがある。現在、15自治体と9社会福祉協議会の無料法律相談に支部が人選した弁護士を派遣している。また、自治体の各種審議会委員等の人選依頼も支部に寄せられ、支部として、自治体の法的なニーズにも積極的に応えている。

市民向けの取り組みとして東京三会が開設する立川と八王子の2箇所の法律相談センター（本年度は新たに町田に法律相談センターが開設されたがこれは一弁本会が単独で開設したものであり、多摩支部は運営に関与していない。一弁本会に対しては、東・二弁及び多摩支部を運営に関与させるよう要請しているところである。）での一般相談、クレサラ相談の実施のほか、高齢者・障害者の相談、DV相談の専門相談も実施している。このほか、市民向けの法律講座を毎年1回開催し、主に高齢者や離婚の問題を扱って、市民の好評を博している。今後は、日曜や夜間（10月より八王子で週1回試行実施することになった。）にも法律相談を開催するなど、市民に密着したリーガルサービスの拡充が検討されている。

また、新会館の開設に伴い、幅広い市民に多摩支部及び新会館の存在を知ってもらおうと、新会館を利用した市民向け法律相談、講演会の開催も企画しているところである。

多摩地域では伝統的に税理士会、司法書士会との交流も密接で、三士会連絡協議会を作って、ゴルフやハイキングなどでの懇親を深めるだけでなく、年1回、三士会共催の無料法律相談会を開催している。

今後はこの開催回数を増やすことも検討されている。

このように、本会にはない敷居の低さは多摩支部の特徴であり、先達が築き上げてきたよき伝統である。私たちはこれを守り育てていかなければならない。

5 八王子の会館の存置に向けて

多摩支部会館が立川市に移転したことにより、旧地裁八王子支部の建物の前にある会館を今後どうするのかということが大きな課題になっている。平成20年2月20日、東京三会の間で、立川に多摩支部弁護士会館を開設するに際し、「八王子の会館は、新会館開設後速やかに売却処分する」との協議が成立した。しかし、支部としては、この会館建物の存続を三会に要請している。前述のように市民に開かれた弁護士会を目指す場合、立川と八王子の2箇所、会館を持つことは今後の弁護士会活動に大きなプラスになることは間違いない。現在はこの建物に八王子相談センターの機能だけが残されているが、法テ



ラス八王子の法律相談の実施も検討されているところである。また、裁判所八王子支部跡地には簡裁、法務局、税務署の建物が新たにできる予定になっているため、八王子の会館での登記や土地の問題に関する相談需要が増えることが予想される。三士会共催の相談会の開催においても絶好の場所となる。八王子市も、市民向けの司法サービスの充実のために、この会館を存続させるよう三会会長宛に要望している。このように利用価値の高い八王子の会館の建物を手放す合理的な理由は全くないと考える。

各論-2

多摩支部の抱える課題



会員 成瀬 聡 (26期)

平成10年4月に設立された東京弁護士会多摩支部は、今年で設立11年目を迎える。先に紹介されたとおり、委員会活動をはじめ活動の充実ぶりは顕著であるが、克服すべきいくつかの課題も明らかになりつつある。私は、平成15年度に東弁多摩支部長を経験し、現在、東弁多摩支部の「多摩地域司法計画策定委員会」委員長を務めている。

多摩支部の抱えるいくつかの課題について私の経験を踏まえて述べてみたい。

1 東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化

多摩支部が抱える最大の課題は、裁判所立川支部本庁化の課題である。

本年4月に八王子から立川へ移転した裁判所立川支部は、平成18年司法統計によると、本庁を含めた全国の裁判所において民事通常事件で8番目、刑事事件で7番目、家事事件で4番目、少年事件で8番目という多数の事件を取り扱っている。そのうえ支部ではあるが、裁判員裁判が実施され、司法修習生の実務修習も行われる。来年には、労働審判の実施も予定されている。

ところが本庁ではなく支部であるため、裁判官や職員は不足し、支部には独自の予算や人事権限は全くない。例えば、裁判官一人当りの管内人口で比較すると、東京地裁本庁が約2万5000人、横浜地裁が約7万人であるのに立川支部では約12万7000人という状態である。

多摩の市民らは、裁判官不足により十分な司法サービスが受けられないほか、行政事件や簡裁控訴事件のために霞が関まで足を運ばなければならない。

専門部による迅速で充実した裁判を受けられないなどの不利益を受けている。また地家裁委員会を通じて自らの意見を裁判所の運営に反映させることもできない。

東弁多摩支部では、平成17年6月28日、二弁多摩支部と同時に臨時総会を開催し、立川支部の本庁化運動を進める決議を採択し、以後さまざまな運動に取り組んできた。その結果、本年6月末時点において管轄区域内の30市町村議会のうち、29市町村議会及び東京都議会において「裁判所立川支部の本庁化と地家裁八王子支部の存置を求める」意見書が採択された。これらの意見書は、衆参両議院や法務省、最高裁判所などに送付されている。残る1市議会でも近々採択される予定である。

課題の実現には、「下級裁判所の設立廃止及び管轄区域に関する法律」の改正という立法作業及び国の予算を伴う。それだけ困難も予想される。

市民に開かれた身近な裁判所を実現するという司法改革の理念を実現し、東京の司法に責任を負う立場から本課題は、東京弁護士会本会の重要課題でもある。

多摩支部会員が一丸となり、地域ぐるみの運動をつくり上げ、東京三会が本格的に取り組むなら決して実現不可能ではないと確信する。

一方では、裁判所支部が本庁化されることは、弁護士会も支部ではなく本会になることである。したがって多摩支部としても本会となるにふさわしい実力を備えるべく日々切磋琢磨しなければならない。

先般の夏期合同研究の第12分科会において次のような決議がなされたことを強調したい。

“東京多摩地域で「市民の司法」の実現を主体的・積極的に推進するため、東京弁護士会の地域司法政策として東京地家裁支部の本庁昇格と複数支部の

設置を明確に会の方針として決定し、運動を進めていくことを要請する。”

2 本会との関係及び予算の問題

現在多摩支部には、支部活動のさまざまな面において支部独自の決定権がない。支部が本会へ要望し、本会が支部の意向を考慮しながら決定するという運営がなされている。

例えば支部長が外部へ意思表示する場合にも本会の了解を得なければならない。

前記のとおり支部活動がその分野や量においても飛躍的に拡大し、充実してきているなかで、支部の権限を大幅に拡充することが必要とされている。そうでなければ、支部としての意思決定が早期に有効になされないおそれがある。その結果、会員の活動への意欲がそがれたり、外部からの要請に機敏に答えられず信頼を失うおそれがある。

支部の権限を拡充するには本会と支部間における相互理解と相互の努力が必要と思われる。支部会員がより積極的に本会の委員会や協議会等に参加し、支部の課題を本会に伝えて本会員の認識を高めること。問題となっている課題について本会の認識を支部会員も理解すること。

本会は、地域の実状や要望、意見については支部が最も把握していることを考慮し、支部に対しより柔軟に決定権を与えてよいと思う。

現在、多摩支部担当副会長が大変な努力をされているが多摩支部のことに専念することはできない。私見ではあるが、将来的には、多摩支部会員の中から多摩支部に専念する副会長が選任される役員体制が検討されるべきではないかと考える。



弁護士会多摩支部 会員控室

現在、多摩支部には独自の予算も予算編成権もない。本会予算の一部として、本会において多摩支部予算が決定される。多摩支部においても毎年、財務委員会、正副委員長会議、役員会などにおいて予算案が議論されまとめられる。しかしこれらは、本会に対する予算案要望書にすぎない。

また現実の支出においても、1万円以下の出費は支部事務局長の権限に委ねられているが、1万円以上の支出は本会（担当会）の了解が必要である。これでは機敏で適切な支部運営は不可能である。もっと大幅で柔軟な支出権限を認めるべきであろう。

予算の問題点としては、多摩支部会費がある。支部会員は、本会会費の外に1か月2000円の支部会費を支払っている。本会会計上は、一部の会員のみに会費を負担させることができないため、寄付金として取り扱われている。二弁支部会員の場合も同様であるが一弁支部会員は、後述するような支部の特殊性から負担していない。平成21年度予算では、東弁、二弁会員の負担する支部会費収入は1538万4000円、予算全体の約6.8%である。

支部会費の取扱いについて支部内で本格的議論は未だなされていない。会員間の公平を強調する立場

からは廃止を、支部の独自性や権限強化を強調する立場からは存続もやむを得ないとする意見が多いと思われる。

3 三会共同運営の問題

弁護士会多摩支部は、東京三会各支部が共同して運営している。月2回の三会多摩支部役員会、月1回の三会多摩支部連絡協議会が運営の中心である。また三会は、二年毎に当番会となる。現在は一弁が当番会である。

この背景には、弁護士会多摩支部の前身である三多摩弁護士クラブの活動と伝統が存在している。

三多摩弁護士クラブは、戦後間もなく、東京地方裁判所八王子支部において国選弁護に従事する弁護士の任意団体として結成された。

国選弁護の運営と会員相互の親睦を目的としていた。所属弁護士会を問わず会員が和気藹々と活動してきた。多摩では三会会員が所属会を越えて共同して活動するという伝統が築かれていた。

しかしながら三会共同運営に伴う問題点も発生している。

一人の子供に三人の親がいるように、本会が3つに分かれていることから支部の諸問題に関する意思決定過程が複雑であり、迅速な意思決定が困難である。そのため支部の対外的意思表示を適切迅速に表明することもできない。

さらに一弁支部の体制が東・二弁支部と異なるために三会の協力が充分になされているとはいえず、これも非効率的な意思決定の要因となっている。

一弁の場合、東・二弁のように多摩地域に支部運営の母体が存在しない。一弁本会の中にある「第一

東京弁護士会多摩支部運営協議会」が運営の母体である。多摩支部の諸問題がそこで協議され、支部の各委員会に対しても原則としてその協議委員が派遣されるシステムである。また前年度多摩支部担当副会長が翌年度多摩支部長に就任することが慣例となっている。一弁がこのような体制を採用している最大の原因は、多摩地域で事務所をかまえ開業している会員が極めて少ないからであるといわれている。

今年度、一弁が多摩地域での活動を強化するため町田に公設事務所を開設した。一日も早く一弁が東・二弁と同様の支部体制となることを期待し、三支部の協力関係をいっそう強めることが重要である。

4 会員の会務活動について

現在多摩支部内では、13の委員会、4つの協議会、1つのプロジェクトチームが活動している。

支部会員資格に全く制限を設けていない現在、三支部で合計900名以上の支部会員が登録している。このうち前記委員会等の委員は延べ417名であるが、実際の会務に参加している会員は約100名といわれている。支部においても、どのようにしてより多くの会員に支部活動への参加を実現するかが重大な課題となっている。50期、60期代の会員の参加が増えている一方、40期以前の参加が少ないという傾向がある。

支部活動をいっそう活性化させ、より地域に定着した支部活動をめざすため、支部会員資格についての議論がなされている。

さらに会内合意のあり方を改善するための検討が進められている。

現在は、支部総会における定足数が定められてい

ないがこれを定めようとしている。支部には本会の常議員会に相当する機関が存在しないが、その設置を検討している。

5 各種法律相談の問題点

多摩地区は、農山村も広大に存在する一方、工業地帯や都市としての側面も存在している。

また23区等へ通勤する人々のベッドタウンでもある。

多摩支部には、三会で運営する八王子法律相談センターと立川法律相談センターが、そして一弁が運営している町田法律相談センターがある。これらの相談センターには上記地域の特徴を反映し多様な相談や事件が持ち込まれている。平成20年度では、八王子、立川の両相談センターに5062件の相談、1990件の斡旋事件が持ち込まれた。

多摩支部は、都区内と比較して地方自治体との協力関係が広がっていることが特徴である。

平成20年度には、法律相談担当弁護士を16の自治体に109名、9つの社会福祉協議会に17名派遣している。

今後の課題としては以下のことが挙げられる。

- ① セットく身近な弁護士に依頼できるとしてセンターを尋ねたのに都心の事務所で打ち合わせなければならないという市民からの苦情が寄せられることがある。会員のみなさんには、多摩弁護士会館や八王子弁護士会館を利用するなどして、その改善に努めることをお願いしたい。
- ② 市民のニーズに応えるため、10月から八王子で始める日曜・夜間相談の実施を立川でも検討する必要がある。



弁護士会多摩支部 打合室

- ③ 引きつづき自治体との協力関係を拡げること。
- ④ 後見センター、仲裁センターの設立を検討すること。

6 刑事弁護活動の課題

多摩支部における刑事弁護活動は、刑事弁護委員会が中心となって担ってきた。

平成20年度における国選弁護事件等の実数は、次のとおりである。

- ① 国選事件……1185件
(内訳) 地裁981件、5簡裁202件、家裁2件
- ② 当番弁護士……派遣合計1989件(受任763件)
本年5月から開始された裁判員裁判のための弁護人の確保については、年間50件を想定した数は確保した。ところが5、6月の実績によると年間90件となる可能性があり、確保に努力しなければならない。また弁護人の質を確保するために研修を重ねてきたが、一層努力が必要である。
被疑者国選が開始され、それも含めた当番弁護士の確保は、多摩支部のみでは不可能であり、今後も本会の協力が不可欠である。

インタビュー

東京地裁立川支部裁判官に聞く



元東弁会員であり、弁護士任官され、現在東京地裁立川支部民事1部の鯉沼聡裁判官に、裁判所から見た多摩地区の特色、訴訟状況、本庁化の動きを伺いました。

(聞き手：松村 満美子)

東京地方裁判所立川支部民事第1部

鯉沼 聡 裁判官

司法修習期33期。昭和56年 東京弁護士会登録。
平成16年 弁護士任官（東京高裁、東京地裁、現在
東京地裁立川支部民事第1部）。

1. 移転したばかりの立川支部はいかがでしょうか。

立川支部は、建築されたばかりですので、東京地裁本庁よりも意匠などの面で斬新で、広くて気持ちのいい建物になっています。以前の八王子支部の建物は狭く、かなり老朽化しており、増改築や建物内での移動も多かったため、どこに何があるのか、わかりにくい構造でした。

立川支部は、広々としていて（敷地面積約1万5000㎡、地下1階地上8階建）、吹き抜けになっているので雰囲気もととても明るいです。また、裁判所の入り口付近の1階のフロアや各階にはソファなども置かれていて、弁護士と依頼者が相談できるようなスペースもありますので、弁護士にとっても裁判所を利用される方々にとっても、使いやすい建物になっていると思います。

八王子は、江戸時代から絹織物の集散地なので大店の問屋などもあり、打掛が飾ってあるお店や、伝統的なものが残っている歴史のある街だと感じていました。他方、立川は、八王子よりも人が多くて活気のある新しい街だという印象です。

2. 東京地裁本庁と立川支部を比較するとどのような特徴があるでしょうか。事件の内容や、件数、弁護士の状況などから感じることはあるでしょうか。

通常の民事事件を担当していますが、事件数は、東京地裁本庁（霞が関）で勤務していた時よりもやや少ないという印象を受けています。今は週2回の開廷で200件程度を担当しています。

事件の内容としては、親族間の紛争、相続絡みの紛争や土地に関する紛争が目立つという印象があります。やはり、多摩地区には農地を含む土地を所有されている方が多いのではないのでしょうか。土地を巡って親族間で紛争になったり、相続で分割ができないというような事例が多いようです。お金で解決するというよりも当事者の意地や互いの面子をかけて紛争になってしまうことも多く、話し合いでの解決が難しいですね。

弁護士の状況は、東京地裁本庁とあまり変わらないですね。ただ、正確でないかもしれませんが、本人訴訟が多いという印象はあります。これは弁護士に依頼できないというよりは、自分でやりたいという

ことで当事者訴訟になっている場合が多いようです。弁護士がいなくて依頼できなかったという当事者に対しては、法テラスに行くようにすすめています。

3. 弁護士と裁判官のやりがいというのはどのように違うと考えていらっしゃるでしょうか。

弁護士は、依頼者の代理人ですから、依頼者の方に喜んでいただけるのが一番のやりがいだと思います。

裁判官は、依頼者とは一本線を引いた立場ですが、裁判官が何らかの形で解決を示すということも当事者のためになるのではないと思われることもあります。但し、私の場合は、等距離を保とうという意識が働いて、まだ柔軟自在な対応とまでには至っておりません。

もともと弁護士任官のきっかけは、ある先輩から、「君は、依頼者のためにどうやって勝つかという視点よりも、この事件はどのような解決をすれば公正妥当に解決できるかという裁判所的な視点から考える姿勢が強い」と言われたことです。それならば、と思って弁護士任官を希望しました。両当事者にとって公正妥当な解決を示すことが裁判官のやりがいだと思います。

裁判官になって5年がたちますが、これまでに経験したことのない事件に対して、どのように対応したらよいのかと悩むこともありました。弁護士としては、キャリアの裁判官と比べ、これまでに経験した事件数は少ないですから、どのように対応すればよいのか悩むことがあります。同じ部の先輩裁判官や書記官の方にお尋ねするのですが、裁判所は弁護士任官の裁判官を育ててあげようという意識があって、とても良くしていただいたと思います。

自分の経験からいっても、裁判官の仕事をしてみ

たいと考えていらっしゃる方には、弁護士任官をおすすめします。

4. 弁護士会では、立川支部を本庁化しようという動きがありますが、裁判所では本庁化に向けた動きというのはあるのでしょうか。

私個人としては、今のところ立川支部を本庁化しようという動きは感じませんが、裁判所は、日々淡々と事件を処理するという感じですので、何かを変革し、弁護士会などからそういった動きが出てきて、世論がそういう流れになったら裁判所が動くという感じではないでしょうか。

ただ、立川支部の規模（管轄地域の人口405万人、人口数全国10番目）、事件の受付数は、各地の本庁を上回っている（家事事件は全国4位、民事事件は全国8位、刑事事件は全国7位）ことが多く、支部とはいっても本庁にひけをとらない規模であることは裁判所としても認識しています。立川支部がそれだけの事件をきちんと処理できる体制を作っていかなければならないということは裁判所でも考えていると思います。

5. 最後に、鯉沼裁判官から弁護士に対して一言いただけますか。

裁判官の立場からすると、皆さんとてもよくやっていただいていると思います。ただ、たまに何の連絡もなく期日に欠席される方がいらっしゃるので気をつけていただければと思います。

立川支部は、新しく使いやすい裁判所になっていると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。